

青森県報

第九百二号

令和七年
四月十六日
(水曜日)

目次

告 示

○介護保険法による介護老人保健施設の開設許可……………(高年齢福祉課)……………一

公 告

○特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧……………(漁港漁場整備課)……………一

○県有地の売却に係る一般競争入札……………(港湾空港課)……………二

○建設業者の許可の取消し……………(東青県土整備事務所)……………三

○右 同……………(中南県土整備事務所)……………三

○右 同……………(三八県土整備事務所)……………三

○右 同……………(同)……………三

○右 同……………(同)……………四

○右 同……………(同)……………四

○右 同……………(同)……………四

○右 同……………(同)……………四

○右 同……………(同)……………五

出先機関

○土地改良区の役員の退任……………(三八農林水産事務所)……………五

○右 同……………(同)……………六

告 示

青森県告示第二百七十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可したので、同法第百四条の二第一号の規定により公示する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

介護老人保健施設の開設者		介護老人保健施設		年許月日可
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名 称	所 在 地	
社会福祉法人南優会	三戸郡南部町大字下名久井字如来堂五の一	介護老人保健施設なんぶ	三戸郡南部町大字沖田面字千刈三二の一	令和七・四・一

公 告

特定漁港漁場整備事業計画の案の縦覧

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三十七号）第十七条第一項の規定により、白糠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同条第四項の規定により、公告し、当該特定漁港漁場整備事業計画の案を次のとおり縦覧

○右 同……………(上北農林水産事務所)……………六

○土地改良区の役員の就任……………(同)……………六

○土地改良区の定款変更の認可……………(同)……………六

○右 同……………(同)……………六

に供する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、県に対し意見書を提出することができる。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧に供する書類

白糠地区特定漁港漁場整備事業計画の案

二 縦覧場所

青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課、東通村建設課、六ヶ所村農林水産課

三 縦覧期間

令和七年四月十六日から同年五月七日まで

四 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、東通村建設課及び六ヶ所村農林水産課にあつては、その執務時間内とする。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所 在 地	地 目	地 積（平方メートル）
八戸市豊洲三の二九	雑 種 地	三、五〇〇・七八

二 予定価格

三千八百五十万八千五百八十円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

青森県土整備部港湾空港課 電話 〇一七（七三四）九六七五

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎北棟五階 五三一会議室

2 日時

令和七年五月九日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

土地売買契約書により定めた納入期限までに納入する。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。

指定する用途

保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地及び以上に付随するものとする。

3 令和七年四月二十二日午後二時から、八戸市豊洲三の二九において現地説明を行うので、入札に参加する者は必ず参加すること。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 株式会社カネ昌田中工務店

二 代表者の氏名 田中満

三 主たる営業所の所在地 青森市造道二丁目八の八

四 許可番号 青森県知事許可（特―四）第一六〇三一号

五 取消年月日 令和七年三月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 有限会社東栄設備工業

二 代表者の氏名 高木寿

三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤内町一〇の四

四 許可番号 青森県知事許可（般―二）第一三六五五号

五 取消年月日 令和七年三月二十六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木工事業、水道施設工事業及び消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月二十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 北向建築工房

二 氏名 北向清弘

三 主たる営業所の所在地 八戸市新井田西一丁目一三の九

四 許可番号 青森県知事許可（般―四）第三〇〇三五六号

五 取消年月日 令和七年三月六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十二月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 むつ小川原メンテナンス株式会社
- 二 代表者の氏名 上柿富久夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目一三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一六）第三〇〇二二三二号
- 五 取消年月日 令和七年三月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 むつ小川原メンテナンス株式会社
- 二 代表者の氏名 上柿富久夫
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目一三の三
- 四 許可番号 青森県知事許可（特一六）第三〇〇二二三二号
- 五 取消年月日 令和七年三月二十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業及び水道施設工事業

業に係る特定建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 商号又は名称 株式会社優惠興業
- 二 代表者の氏名 千田優治
- 三 主たる営業所の所在地 つがる市木造孤槌江野島三六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一三）第四〇〇四九〇号
- 五 取消年月日 令和七年三月七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
- 解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

令和七年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 商号又は名称 三陽テクノサービス株式会社

二 代表者の氏名 戸間替日出男

三 主たる営業所の所在地 十和田市東十三番町四七の三一

四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ）第五〇〇五六七号

五 取消年月日 令和七年三月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

管工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和七年三月十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 商号又は名称 附田建築

二 氏名 附田章

三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字塚長根五二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ）第五〇〇二三五号

五 取消年月日 令和七年三月二十四日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十月六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

一 商号又は名称 新星テクノス株式会社

二 代表者の氏名 大館智恵

三 主たる営業所の所在地 むつ市大字田名部字樋川目二七の一

四 許可番号 青森県知事許可（般一ニ）第六〇〇一四七号

五 取消年月日 令和七年三月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工工事業及び電気工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和六年十二月十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、三戸土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県三八農林水産事務所長 大和山 真 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日

理 事	工 藤 洋 一	三戸郡三戸町大字袴田字上屋敷七の一	令和七・三・三
-----	---------	-------------------	---------

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、浅水七崎土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県三八農林水産事務所長 大和山 真 一

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理 事	江 戸 正治郎	三戸郡五戸町大字浅水字浅水一四八	令和七・三・三

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
監 事	小 林 茂	上北郡六戸町大字柳町字百役八の一	令和七・一・三

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、奥入瀬川南岸土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任の年月日
理 事	小 林 茂	上北郡六戸町大字柳町字百役八の一	令和七・三・二
〃	木 村 清美	八戸市大字市川町字下中平沖二〇の二	
監 事	小 泉 信雄	上北郡六戸町大字小平字小平四	

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大浦土地改良区の定款の変更を令和七年三月二十四日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生川土地改良区の定款の変更を令和七年三月二十八日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和七年四月十六日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭
------------------------------------	---	--------------------------------